

## 日本実験動物医学専門医試験委員の選考ならびに試験の実施に関する規定

### 試験委員の選考

第1条 認定委員会の下に試験委員により組織される試験小委員会をおく。

第2条 委員は日本実験動物医学会認定実験動物医学専門医の中から本人の行った登録に基づき認定委員会において決定し、認定委員長が委嘱をする。試験小委員会委員長は委員の中から認定委員会で決定し、認定委員長が委嘱をする。試験小委員会委員は公表する。

第3条 実験動物医学専門医は下記の10の試験分野のうち一ないし二分野を選択しそれに登録する。但し1)、2)及び5)、6)はそれぞれまとめて登録を行う。最低一分野には必ず登録をしなければならない。

2 試験分野は次のとおりとする

- 1) 形態的特徴A 2) 機能的特徴A 3) 遺伝育種A
- 4) 感染症・一般疾病A 5) 形態的特徴B 6) 機能的特徴B
- 7) 感染症・一般疾病B 8) 実験手技・麻酔・鎮痛・術後管理AB
- 9) 発生工学AB 10) 環境・動物福祉・法規AB

3 登録及び登録の変更は認定委員長宛に行う。

第4条 委員の任期は4年とし、2年ごとに半数改選を行う。改選は以下の二つのグループに分けグループごとに行う。

#### Aグループ

- 1) 形態的特徴A 3) 遺伝育種A 6) 機能的特徴B
- 7) 感染症・一般疾病B 10) 環境・動物福祉・法規AB

#### Bグループ

- 2) 機能的特徴A 4) 感染症・一般疾病A 5) 形態的特徴B
- 8) 実験手技・麻酔・鎮痛・術後管理AB 9) 発生工学AB

第5条 委員は分野の如何にかかわらず原則として二期連続して選考されてはならない。ただし、登録された実験動物医学専門医の数が少ない分野において二期連続することがやむを得ない場合にはこのかぎりではない。

### 試験の実施

第6条 試験問題は専門医から毎年公募を行い、試験委員自らの作成した問題と合わせて最終問題を作成する。試験問題と解答は試験実施後専門医全員に公開し、不適切な問題等の指摘を受ける。また、合格者の公表後には、試験問題と解答は一般に公開する。

第7条 試験は毎年度、1月第4日曜日に実施する。実施場所は北海道地区、東北地区、首都圏、京阪神地区、九州地区の5カ所とする。

第8条 1つの試験場には2名の試験委員が試験監督員として配置する。やむを得ない場合試験監督員のうち1名を認定委員会の上承があれば専門医に委託することができる。

第9条 試験監督員には謝金を支払うことができる。

付記 本規規定の改廃は理事会の決定による。

本規定は平成16年4月4日から施行する。

平成22年9月16日一部改正。